

請負契約書（案）

件名 浜松医科大学職員健康診断業務 一式

健康診断の項目及び契約単価 単価表のとおり

発注者 国立大学法人浜松医科大学 理事 河本 雅弘（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）の間において、上記の業務（以下「業務」という。）について、上記の請負代金額で次の条項により請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（業務の範囲）

第1条 乙は、別紙仕様書に基づいて業務を行うものとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

（請負代金の請求）

第3条 請負代金は、国立大学法人浜松医科大学会計課から、各年度前期分と後期分として二回に支払うものとする。乙は前期および後期の業務完了後、速やかに請求書を浜松医科大学会計課に送付するものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は免除する。

（権利義務譲渡等の禁止）

第5条 乙はこの契約によって生じた権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させることができないものとする。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

（談合等の不正行為に係る違約金等）

第6条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。
- (2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を生じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
 - 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
 - 3 乙は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（損害賠償金）

第7条 乙が業務実施上、故意又は重大な過失により生じた甲の所有又は保管する物品、不動産並びに第三者への損害賠償はいずれも乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰する事由による場合、又は天災等その他不可抗力による場合は、その責を負わない。

（契約の解除等）

第8条 甲は、委託期間中であっても、次の各号に該当する事由が生じたときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なくして本契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 本契約の履行において、乙又はその使用人に不正又は不当な行為があつたとき。
- (3) 甲において、乙が本契約を履行することができないと明らかに認められるとき。
- (4) 乙がやむを得ない事由により契約の解除を申し出た場合。
- (5) 暴力団員を業務を統括する者又は従業者として使用している場合。
- (6) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している場合。
- (7) 暴力団又は暴力団関係者を再委託先とした場合。
- (8) 再委託先が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認して再委託契約を継続

させている場合。

(9) 前各号のほか、乙が本契約の条項に違反した場合。

2 前項により契約を解除する場合には、甲は乙に対し契約解除の理由を記載した書面により通告するものとする。

3 天災地変等により、業務が行えなかった場合、適正な履行がされない場合、又は甲の特別の事由により業務を行わなかった場合は、契約金額の減額又は契約の改定を行うものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、この業務に関し知り得た秘密について、これを第三者に漏らし又は他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

第10条 乙は前項の注意義務を怠り、または違反したことによって、甲に損害を与えたときは損害賠償の責を負うものとする。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第11条 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(個人情報の監督)

第12条 甲は乙に対し、当該業務に係る個人情報の管理体制を調査することができるものとする。

(個人情報媒体)

第13条 乙は当該業務で使用する個人情報に係る媒体等を業務で使用する以外、他の媒体等へ複製してはならない。また、当該業務が終了した場合、使用した個人情報等を消去するとともに、甲が提供した媒体を返却するものとする。ただし、業務で使用するために複製した個人情報等については、乙が法定保持期間を満了するまで保持した後、消去するものとする。

(個人情報の漏えい等)

第14条 乙は当該業務に係る個人情報等が漏えい又は漏えいしたと思われる場合には、速やかに甲へ報告するものとする。

(関係法令の遵守)

第15条 乙は業務を実施するための従事者に係る労働基準法、労働者災害補償保険法、職業安定法、その他の関係法令等については、これを遵守しなければならない。

(細目)

第16条 この契約について必要な細目は、国立大学法人浜松医科大学物品供給契約等細則によるものとする。

(紛争の解決)

第17条 この契約について甲乙間に紛争が生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。

(契約の変更等)

第18条 検査項目等について変更があったときは、甲・乙協議の上、変更契約を結ぶことができる。

(管轄裁判所)

第19条 この契約に関する訴えの管轄は、浜松医科大学所在地を管轄区域とする静岡地方裁判所浜松支部とする。

(その他)

第20条 本契約書に記載なき事項又は疑義が生じた場合、甲と乙の協議によって定めるものとする。

上記の契約の成立を立証するため、この契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 静岡県浜松市中央区半田山一丁目20番1号
国立大学法人浜松医科大学
理事 河本 雅 弘

(乙)

個人情報取扱特記事項

- 第1 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取り扱いに努めなければならない。
- 第2 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適切な方法により取得しなければならない。
- 第3 乙は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 第4 乙は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要な監督を行わなければならない。
- 第5 乙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報の取り扱いを第三者に委託してはならない。
- 第6 乙は、甲の同意がある場合を除き、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- 第7 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが作成し、若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに返還・廃棄し、文書により報告するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 第8 乙は、甲の同意がある場合を除き、本委託業務以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 第9 甲は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。
- 第10 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

単価表

	検査項目	単価 (円)	うち消費税額
一般定期健康診断	身体測定	身長・体重	()
	腹囲測定	腹囲測定	()
	視力	遠方視力	()
	聴力	オーディオメーター	()
	血圧	血圧	()
	尿検査	尿蛋白・糖・潜血	()
	胸部X線	間接撮影	()
	血糖	血糖	()
	HbA1c	HbA1c	()
	貧血	RBC・HGB・HCT WBC	()
	肝機能	AST・ALT γ-GT	()
	脂質	T-G・HDL-C・LDL-C	()
	腎機能	クレアチニン、e-GFR	()
	心電図	安静時12誘導	()
	有機溶剤	基本健診	尿蛋白
11. キシレン		尿中メチル馬尿酸	()
30. N,Nジメチルホルムアミド		尿中N-メチルホルムアミド AST・ALT・γ-GT γ-GT	()
37. トルエン		尿中馬尿酸	()
39. ノルマルヘキサン		尿中2,5ヘキサンジオン	()
特定化学物質	クロロホルム	AST・ALT・γ-GT AST・ALT・γ-GT・尿蛋白 γ-GT	()
	クロム酸	胸部X線直接撮影	()
	ジクロロメタン	AST・ALT・γ-GT・ALP・ ALP・T-Bil	()
	一・二・ジクロロエタン	AST・ALT・γ-GT	()
	四塩化炭素	AST・ALT・γ-GT AST・ALT・γ-GT・尿蛋白	()
	ベンゼン	白血球数・赤血球数・血色素量・白血 白血球数・白血球百分率	()
	マゼンダ	潜血	()
	マンガン	握力	()
	シアン化カリウム	尿中ウロビリノーゲン	()
	水銀	尿蛋白・潜血	()
鉛	鉛 血中鉛・尿中デルタアミノレブリン酸	()	
電離放射線	白血球数・赤血球数・血色素量・白血球百分率	()	
	白血球数・白血球百分率	()	
肝炎検査	肝機能	AST・ALT	()
	HBs抗原	HBs抗原	()
	HBs抗体	HBs抗体	()
	HCV抗体	HCV抗体	()
感染症	4種ウイルス抗体検査	採血	()
大腸がん検査	便潜血反応検査	2回法	()

消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。